

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年1月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年5月14日 07時20分ごろ
発生場所	熊本県上天草市樋島東方沖 下桶川港4号防波堤灯台から真方位115° 1.5海里付近 （概位 北緯32° 22.1′ 東経130° 26.7′）
インシデントの概要	漁船滉洋丸は、操業中、クラッチの切り替えができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年6月11日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 滉洋丸、2.8トン KM3-45793、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力180kW、回転数毎分2,500、6気筒、ボア105mm、使用燃料油A重油、昭和58年12月10日進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、操業中、船長が遠隔操縦リモコンのクラッチ操作で中立及び後進を繰り返しながら切り替えて引き縄を揚げる作業を行っていたところ、クラッチが中立に戻らず、後進に入ったままの状態になった。</p> <p>船長は、主機を停止して機関室を確認し、主機に繋がっているクラッチワイヤがたるんでいることを認め、自力航行が不可能と判断し、陸上に居る友人に連絡した。</p> <p>本船は、友人が118番通報を行い、海上保安庁から連絡を受けた本船所属の漁業協同組合の僚船にえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関修理業者による点検の結果、クラッチワイヤが経年劣化で破断していることが判明した。</p> <p>主機の取扱説明書によれば、クラッチワイヤは、運転時間500時間又は2～3か月ごとに点検及び調整するように記載されていた。</p> <p>船長は、本船の新造から約32年間、クラッチワイヤの点検及び調整をしたことがなかった。</p>
分析	本船は、新造から約32年間クラッチワイヤの点検が行われていな

	い中、操業中、経年劣化でクラッチワイヤが破断したことから、クラッチの操作ができなくなり、運航不能となったものと推定される。
<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、新造から約32年間クラッチワイヤの点検が行われていない中、操業中、経年劣化でクラッチワイヤが破断したため、クラッチの操作ができなくなったことにより発生したものと推定される。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・定期的にクラッチワイヤの点検及び調整を行い、必要に応じて交換すること。</li></ul>